

アーサナ塾認定講師規約

第1条（目的）

アーサナ塾認定講師規約（以下「本規約」という。）は、株式会社P3（以下「当社」という。）と、アーサナ塾認定講師（以下「認定講師」という。）との関係について定め、当社のコンテンツである「アーサナ・アナトミカルアプローチ」（以下3A's）を用いたアーサナ塾の普及および振興を促進することを目的とする。認定講師登録契約を締結した時点で、本規約を承認したものとする。

第2条（規約の適用）

当社は、認定講師との間に本規約を定め、これにより株式会社P3 3A's事務局（以下「当事務局」という。）が運営を行う。また当社が随時発表する諸規約も、本規約の一部を構成する。

第3条（認定講師の登録及び更新）

認定講師の認定を受けようとする者は、3A'sインストラクター養成コース及びアーサナ塾の各レベルを修了し、所定の手続きに従い認定講師登録の申請をしなければならない。各レベル毎に認定が必要となる。表記としては「レベル1 認定講師」、「レベル2 認定講師」、「レベル3 認定講師」となる。

認定講師登録費は20,000円（税抜）、年会費は40,000円（税抜）とする。

年会費は4月から翌年3月までの1年間とし、年次の途中登録の場合は月割りにて発生する。レベルが上がる毎に登録費は必要ない。レベル1の登録後にはレベルが向上した段階で表記を変えるのみとする。

当社は以下の場合を除き、登録申請を承諾するものとする。

- （1）過去に本規約に基づき認定講師を抹消されている場合
- （2）申込内容に虚偽の申請があった場合
- （3）代理人を通じて登録を申し込んでいる場合
- （4）本規約に違反する場合
- （5）その他、当社が認定講師として不適合と判断した場合

第4条（認定講師の有効期限）

認定講師認定資格有効期間は1年間とする。

4月を1年の開始基準月とし、養成コース開始の3ヶ月前を年会費発生月と定める。

認定講師認定有効期間の満了に際しては、当事務局の定める方法により、継続のための案内を当該認定講師に通知する。認定講師資格は、当事務局の定める方法による会費の振込が確認されることをもって、継続されるものとする。一度払い込まれた認定料の返還を受けることはできない。

第5条（当事務局からの通知）

当事務局は、3A's公式サイト上での掲示、電子メールの送信、文書の送付その他当事務局が適当と判断する方法により、認定講師に対し、随時当事務局が必要と判断する事項を通知するものとする。

通知される事項は、3A's公式サイト上に掲示し、電子メールを発信し、又は文書を送付し

た時点からその効力を生じるものとする。

第6条（認定講師の責任）

認定講師は、当社の目的及び趣旨に賛同して入会したことを踏まえ、相互交流と自己研鑽によりたえず資質向上を図り、公共の福利向上への貢献を目指す当社の活動に、積極的に参加すべきものとする。

第7条（認定講師の権利）

認定講師には、以下の権利が付与される。

1. 「アーサナ塾」を開催することができる。
- （2）認定講師価格にて販促物を購入することができる。
- （3）販促物の販売契約を結ぶことができる。
- （4）本資格の表記使用および表記を使用したPR活動を行うことができる。

第8条（指導要領）

アーサナ塾を開催する場合、当事務局が指定する教材、カリキュラムに基づき指導しなければならない。

開催の際に必要な印鑑は当事務局から貸与するものとし、退会する際には返還するものとする。

第9条（商標等の利用）

当事務局が定めた商号及び商標等の利用を認定講師が希望する場合は、本規約へ同意し当事務局の承認を経て利用できる。

なお、表記使用および表現は、品質やサービスおよび表示等の正当性を保証するものではない為、以下の各号の何れかに該当する場合のみ、本資格の表記を使用することができる。使用者が本規約に定める事項の何れかに抵触しているときは、当事務局は当該使用者に対し、使用の改善、又は停止を求めることができる。

- （1）アーサナ塾を開校したことを履歴書等へ表記する場合
- （2）アーサナ塾を開校したことを証明する目的として名刺や名札等に表記する場合
- （3）アーサナ塾を開校している旨を以下へ表記または表現する場合
 - ①ホームページ等のWEBサイトへの表記
 - ②店頭やスタジオ等での案内
 - ③チラシおよび広告等ポップを含む販促物への表記
 - ④TV・ラジオ・VTR等での音声案内の表現
- （4）前項の他、当事務局の事前確認を得た場合

第10条（認定講師の義務）

認定講師は、以下のことを遵守しなければならない。

- （1）業務上知り得た顧客情報・秘密を守り、節度のある行動をとらなくてはならない。
- （2）誤った、あるいは誤解を招く方法で顧客を勧誘してはならない。
- （3）自己が当社の見解を代弁しているとの印象を顧客に与えてはならない。
- （4）自己の業務について当社が責任をもつような印象を顧客に与えず、自己の業務は自己の責任において実行していることを自覚し、かつ顧客に対してもその旨を伝えな

ればならない。

(5) 当社もしくは他の認定講師の信用を傷つけ、又は当社もしくは他の認定講師の不名誉となるような行為をしてはならない。

(6) アーサナ塾に関する講座の録音・録画および教材の転売・転載は行ってはならない。講師が独自に作成した資料等を用いて本来のカリキュラムの内容から逸脱するような養成コース開催をしてはならない。補足資料についてはこの限りではない。

(7) 認定講師は、本規約を誠実に順守し、アーサナ塾の発展及び他の認定講師との協調に努めなければならない。

第11条 (秘密保持)

認定講師は本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後、当社によって開示された、もしくは本規約の履行ないし本事業に関する義務の遂行過程で取得した当社固有の技術上、営業上、その他事業の情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を本規約の目的以外に使用する、または第三者に開示してはならない。本規約に反した場合、法的措置を講じる。

第12条 (競業禁止)

認定講師は、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後2年の間は、自己または第三者の名をもって本事業と同種または類似の事業を行ってはならず、本事業と同種または類似の事業を行う者に対し、自己または第三者の名をもって本業務と同種または類似の役務を提供してはならず、いかなる従事もしてはならない。本規約に反した場合、法的措置を講じる。

第13条 (資格の喪失)

認定講師は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪宣言、破産宣告を受けたとき
- (3) 当事務局の解散
- (4) 除名：第16条参照
- (5) 資格更新の条件となる所定の費用を支払わず、資格を更新することができなかったとき
- (6) 当社から商号および商標等の使用改善を受けたにもかかわらず、改善要求に従わないとき

第14条 (退会)

認定講師は、自身の意思により自由に退会できるものとし、退会手続きは随時受け付ける。退会する場合、所定の手続きに従い当事務局に届け出るものとし、当事務局で所定の処理終了後退会となる。前項の規約により、認定講師が解除された場合、すでに支払済みの会費等の返還を受けることはできない。

第15条 (資格の停止及び除名)

当社は、認定講師が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定講師に対し事前に通知及び勧告することなく、当該認定講師の資格を停止または除名することがある。この場合には、当社は、当該認定講師に対し、支払済みの会費等の金員を返還しないこととする。

- (1) 会費が支払われない場合
 - (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行った場合
 - (3) 当社、他の開催校または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
 - (4) 当社、他の認定講師または第三者を誹謗中傷する情報を流した場合
 - (5) 登録申請書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (6) 当社 の 名 誉 と 信 用 を 失 墜 さ せ る 行 為 が あ っ た 場 合
 - (7) 当社を通じて入手した情報を、複製、販売、出版その他、私的利用の範囲を超えて使用した場合
 - (8) 当事務局の運営を妨げ、或いは当社の信頼を毀損する行為、またはその恐れのある行為があった場合
 - (9) この認定講師規約に違反したとき
 - (10) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）であると発覚したとき
 - (11) 連鎖取引（ネットワークビジネス、マルチ商法等）無限連鎖（ネズミ講）及びこれに類する行為、またはそれらを勧誘する行為
- その他、当社が認定講師として社会的に不相当と判断した場合、認定講師と当社とで誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

第16条（損害賠償）

認定講師が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当社が損害を受けた場合、当該認定講師は、当社が受けた損害を当社に賠償しなければならない。前項の規約は、開催認定講師が解除された場合も継続される。

第17条（免責事項）

当社は、認定講師相互間、もしくは認定講師と第三者との間に生じたいかなるトラブルに対しても、その責を負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとする。

第18条（規約の変更）

当社は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本規約を変更することがある。更新の日より1ヶ月前までに、当社が認定講師に対して更新後の規約内容を変更する旨及び変更後の内容を通知した場合において、認定講師が当社に対し同通知の日から2週間以内に異議を述べない場合は、変更後の契約内容は同変更内容の通りに変更されたものとする。

第19条（登録情報の取り扱い）

認定講師の登録情報は当社が所有するものとする。

登録の際に認定講師が申告する登録情報のすべての事項に関して、いかなる虚偽の申告も認めないものとする。住所、電話番号、その他当事務局への登録情報に変更が生じた場合、当該認定講師は速やかに所定の変更手続きを行うものとする。前項の届出を怠った場合、認定講師の特典などを受けられないことに異議はないものとする。但し、やむを得ない事情の場合にはこの限りでない。

氏名、生年月日など基本的に変更の必要性がない項目に関しては、婚姻による姓の変更な

ど当事務局が承認した場合を除き、原則として変更を受け付ない。
認定講師の登録情報のうち一部は、認定講師の承諾なく開示される場合がある。ただし、認定講師個人を特定することができる情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）の開示については、必ず事前に本人の承諾を要するものとする。

第20条（協議解決）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた事項については、認定講師と当社とで誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

第21条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とする。

第22条（管轄裁判所）

認定講師と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、その訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

第23条（有効期間及び更新）

本規約の有効期間は、認定講師が第3条によりその資格の付与を受けた日から最初に訪れる3月31日までとし、更新することができる。更新後の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、その後もまた同様とする。認定講師は、第3条の会費の払込みをもって本資格を継続するとともに、本規約の効力も自動で更新されるものとする。

2019年4月

制定・施行

株式会社P3

東京都渋谷区代々木1-53-4 奨学会館別館4階

アーサナ・アーサナ・アナトミカルアプローチ事務局

東京都八王子市東町3-9 鈴木ビル2階 株式会社P3内